

第1回世田谷区児童福祉審議会 本委員会議事録

▽日 時

令和7年6月23日（月）18：30～

▽場 所

世田谷区役所東棟3階 庁議室

▽出席委員

松原委員長、明石委員、天野委員、有村委員、池田委員、木田委員、小橋委員、田中委員、丹羽委員、平本委員、普光院委員、松田委員、山本委員、吉田委員

▽欠席委員

鵜養副委員長、石渡委員、川松委員、中板委員、松谷委員

▽事務局

松本子ども・若者部長、寺西子ども・若者支援課長、石山児童相談支援課長、北川保育課長、河島児童相談所長、柏原児童相談課長（副所長）、大里保育の質向上担当副参事、小林保育の質向上担当副参事

▽資 料

資料1－① 令和6年度における各部会の開催状況について（里親部会）

資料1－② 令和6年度における各部会の開催状況について（措置部会）

資料1－③ 令和6年度における各部会の開催状況について（児童虐待死亡事例等検証部会）

資料1－④ 令和6年度における各部会の開催状況について（保育部会）

資料2 里親支援センターの設置について

資料3 乳幼児短期緊急里親モデル事業の実施について

- ・世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）（概要版）
- ・世田谷区児童福祉審議会 委員名簿
- ・世田谷区児童福祉審議会 行政側名簿

▽議事

寺西課長

それでは、定刻になりましたので、令和7年度第1回世田谷区児童福祉審議会本委員会を開会いたします。

本日はお忙しい中、また、夜間開催の会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます子ども・若者支援課長の寺西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は議事録作成のために速記者による記録をさせていただきますので、御承知おきください。

今回も対面とZ o o mを併用しての会議とさせていただきますので、御協力をいただければと存じます。

また、本日は、石渡委員、川松委員、中板委員、松谷委員、石渡委員から所用のために欠席の御連絡をいただいております。

また、Z o o mで御参加いただく委員は、池田委員、木田委員、小橋委員、田中委員、山本委員、普光院委員でございます。御発言の際には挙手または挙手機能を使っていただきますよう、お願いいたします。

では、今年度より新たに委員になられた方がいらっしゃいますので、御紹介をさせていただきます。お手元の世田谷区児童福祉審議会委員名簿を御覧ください。お名前を読み上げさせていただきます。

ファミリーメンタルクリニックまつたに院長でおられる松谷克彦委員でございます。本日は欠席の御連絡をいただいております。

続きまして、行政側職員の紹介をいたします。こちらもお配りしております世田谷区児童福祉審議会行政側名簿に沿って、人事異動に伴い変更があった管理職を紹介させていただきます。

まず、私、子ども若者部子ども・若者支援課長の寺西です。

続きまして、世田谷区児童相談所児童相談課長（副所長）の柏原です。

よろしくお願いいたします。

ここで会議の開催に当たりまして、子ども・若者部長の松本より一言御挨拶を申し上げます。

松本部長

皆様、こんばんは。子ども・若者部長の松本でございます。

本日はお忙しい中、また、夜間の時間にもかかわらず御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、令和7年度第1回の児童福祉審議会本委員会となります。

昨年度から引き続いて受けていただいております委員の皆様、また、新たにお引き受けいただきました委員の皆様、今年度もどうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、常設の各部会から昨年度の開催状況を御報告いただくほか、次第に記載の3件について御報告をさせていただきます。

区では、この4月から世田谷区子ども条例を改正し、世田谷区子どもの権利条例を施行いたしました。また、今後10年間の新たな計画でございます世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）、また、世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）の計画期間がこの4月から新たにスタートいたしました。

子どもの権利条例は、条例の名称に権利を明記しているとおり、条文の中に具体的な子どもの権利を規定しております。この条文の検討に当たりましては、昨年度、中高生世代で構成します子ども条例検討プロジェクトといったものを立ち上げまして、様々な子どもたちの思いや意見を踏まえた活発な議論をし、まとめてまいりました。

私たち区や大人は、この子どもの権利条例と子ども・若者総合計画を基に、子どもたちの思いを大切に受け止めて、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる世田谷を目指しまして、様々な取組みを進めてまいりたいと考えております。

本日も委員の皆様の忌憚のない御議論をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

寺西課長

松本部長、ありがとうございます。

それでは、議事に入る前にお手元の資料について確認をさせていただきます。まず次第、それから先ほどの委員の名簿、行政側の名簿のほかに、右上に番号を振っております資料1から3、それから世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）概要版の冊子がございます。御確認いただいて不足している資料がありましたら、挙手または事務局にお伝えいただければと思います。大丈夫でしょうか。

それでは、今後の議事につきまして松原委員長、よろしくお願いいたします。

松原委員長

よろしくお願いいたします。

では、議事に早速入ってまいりたいと思います。

初めに、報告(1)令和6年度における各部会の開催状況の報告についてです。

まず、各部会長より順番に御報告をいただき、御意見、御質問については全体の報告が終わった後、まとめて伺うということでよろしく

お願いしたいと思います。

では、里親部会よりご説明をお願いいたします。

里親部会について、御報告させていただきます。

里親部会は、児童福祉法に基づき、区が里親を登録しようとする際に、区から諮問を受けて審議し、その結果を答申する部会でございます。

昨年度の部会の審議内容につきましては、資料 1－①を御覧ください。

1 の開催回数です。部会は年 3 回開催することにしており、昨年度は、7 月 17 日（水）、11 月 8 日（金）、3 月 14 日（金）に開催いたしました。

次に、2 の審議件数です。昨年度に諮問を受けた件数は、合計 10 件になっております。その内訳は、養子縁組を目的とせず子どもを一定期間養育する養育家庭が 4 件、養子縁組を目的として子どもを養育する養子縁組里親が 6 件でございます。なお、そのうち 1 件は、養育家庭と養子縁組里親に重複して登録する希望があったため、養育家庭、養子縁組里親の両方について、それぞれ諮問されております。審議に当たりましては、住所要件や経済的要件、研修受講状況などについて確認するとともに、実際に登録しようとする家庭の訪問調査や面接を行った児童相談所やフォスタリング機関の職員にも状況を確認するなどしながら、慎重に審議を行っております。

里親部会は、学識経験者、児童養護施設の施設長、医師などの委員がそれぞれ専門に基づき、その家庭の養育力向上や子どもが委託されるに当たっての留意点についても意見をいただき、このような審議結果となっております。

区は、社会的養育推進計画の中間見直しを経て、新たな里親委託率の目標を設定したところであり、今後も里親制度のさらなる拡充を目指す方針であると承知しております。一方で、子どもにとって最善の養育環境を提供できるよう、里親登録は厳格に行う必要があると考えており、今後も引き続き慎重な審議に努めてまいります。

最後に、3 の令和 7 年度第 1 回里親部会についてです。今年度の第 1 回目の里親部会は 7 月 4 日（金）に開催を予定しており、現時点での審議予定件数は 4 件となっております。内訳といたしましては、養育家庭が 1 件、養子縁組里親が 1 件、専門的ケアを必要とする子どもを、養子縁組を目的とせず一定期間養育する専門養育家庭が 2 件となっております。

松原委員長

御報告は以上でございます。

ありがとうございました。

それでは続いて、措置部会より説明をお願いいたします。

委員

それでは、私から令和6年度における措置部会の開催状況につきまして報告させていただきます。お手元の資料1－②を御覧ください。

措置部会では、児童福祉法に基づき、子どもまたはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合などに、世田谷区長からの諮問を受けて審議し、その結果を答申しております。また、過去に部会より意見具申または助言を行った案件に対して、その後の援助経過の報告などを児童相談所から受けることもございます。

まず、部会の開催回数につきまして、審議・報告案件がない場合に流会となることを除き、原則として毎月開催することとしており、令和6年度は資料に記載のように12回開催しております。

審議及び報告件数につきましても資料に記載のとおりですが、令和6年度は審議13件、報告1件を受けております。

事例の種別及び内訳につきまして、件数の下に記載しております。

なお、審議案件につきましては、いずれも児童相談所の援助方針が適当であると認め、留意事項を付して答申いたしました。

次に、被措置児童等虐待の状況報告をさせていただきます。資料の裏面へお移りください。

措置部会は児童福祉法の規定に基づき、世田谷区から児童福祉審議会に被措置児童等虐待への対応について報告を受けた際、区長に対し、意見を述べることができるとされております。

令和6年度は区へ4件、被措置児童等虐待通告がございました。区から報告を受け、部会として意見を述べておりますが、2件を該当、2件を非該当として、区の調査等対応を認めております。

なお、該当の2件の概要につきましては、令和6年12月の児童福祉審議会本委員会にて報告したとおりであります。

措置部会からの報告及び説明は以上でございます。

松原委員長

続いて、児童虐待死亡事例等検証部会より事務局から説明をお願いいたします。

事務局

部会長に代わりまして、事務局より御報告させていただきます。

児童虐待死亡事例等検証部会について、資料1－③を御覧ください。

令和6年度、本部会は令和6年11月26日にオンライン開催にて1回開催いたしました。

主な議事についてですが、令和5年度の事例収集結果及び事例検証については、別添児童虐待死亡事例等検証部会検証実施基準に基づく年度初回の部会で選定をする事例の結果、令和5年度については事務局より該当事例なしという報告を上げております。そのため、令和6年度については、即時検証に該当する事例が発生しない限り、検証は実施しないということを確認いたしました。

なお、その後も令和6年度全体を通して即時検証に該当する事例はございませんでしたが、前回の本委員会でも御報告をさせていただきましたとおり、令和6年5月に重篤事例が発生しております。事例発生当時時点では、別添の検証実施基準に基づき、3B、虐待の可能性が高い事例に該当と判断し、即時検証には当たらないものの、同事例を令和7年度の年度初回調査時の選定対象事例とすることを確認しております。当該事例については、7月3日（木）に開催を予定している本部会にて検証の要否について審議を行う予定です。

報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは、保育部会長、よろしくお願いいたします。

委員

保育部会より報告させていただきます。

資料1－④を御覧ください。

保育部会では、児童福祉法に基づく保育所の認可等について諮問を受け、その適否について審議し、答申しております。審議の内容は、保育施設の整備、着手前に、その計画の認可基準への適合状況について確認する計画承認と、開園前に再度認可基準への適合状況を確認する認可に分かれております。審議では、認可基準への適合状況の確認だけではなく、公認会計士の委員から財務面への意見やアドバイスをいただくとともに、保育の質を確保する視点から、事業決定時の附帯条件等への対応状況などについても踏み込んで意見聴取を行っております。認可後、運営の引き継ぎをも改善に向け取り組んでいただくよう、保育部会としても連携してまいります。

令和6年度の保育部会の開催状況ですが、第1回を令和6年9月18日に、第2回を令和7年3月7日に開催し、民間移行に関する計画承認の1件、新規開設に関する認可の1件、認可移行及び運営事業者の変更に関する計画承認及び認可の4件について審議し、全ての案件について適当として答申しております。

報告事項につきまして、第1回では令和6年2月に設置された重大事故検証委員会においてまとめられた検証報告書や検証結果を踏ま

えた区の実施に関する報告や、保育の待機児童対策に関する報告を受けました。また、令和8年度から新たな給付制度として位置づけられるこども誰でも通園制度に関して、情報の提供とともに、児童福祉法の規定に基づく保育部会の役割の提案を受け、意見交換を行いました。

第2回では、資料1-④にございますとおり、区からの重大事故及び虐待等の報告を受けまして、保育の改善に向けた取り組み等について議論した上で、指導、助言をしております。区が該当施設に出向き、施設長や保育士とヒアリングをし、その後の子どもの姿も確認するなど、改善状況報告も併せて、その報告を受けております。

また、今後の保育施設の定員確保に向け、新規整備や既存施設への経営支援など取り組みの実施に関する報告とともに、こども誰でも通園制度に関する保育部会の役割について、最新の情報を基に手続きなどに関する意見交換を行いました。引き続き、保育部会では、子どもを中心とした保育が実現できるよう審議を行ってまいります。

また、令和7年度より、こども誰でも通園制度の認可等についても、保育所の認可と同様に、保育部会にて適否について審議し、答申していく予定でございます。

保育部会からの報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは、4つの部会に関しまして何か御質問、御意見があれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

すみません、先ほどの報告のところでは1点訂正がございまして、令和6年度里親部会審議内容の資料1-①になりますけれども、3番の令和7年度第1回里親部会について、この開催予定日ですが、令和6年となっておりますが、令和7年7月4日の間違いです。失礼いたしました。

松原委員長

ありがとうございました。

最近、死亡事例等の検証に当たって警察が絡んできたり、裁判になっていたりすると、なかなか情報が出てこないという話を伺うんですが、それは世田谷でも一緒でしょうか。

事務局

事件絡みになってくる可能性があるものにつきましては、なかなか情報が児童相談所には入りにくい状況になっております。

松原委員長

そうすると、部会で検証の必要性を認めても、資料がそろわないということが出てきますね。

事務局

そうですね。警察の情報に関しては、なかなか資料がそろわない状

況で、可能な範囲で警察とやり取りをしていくということにはなって
しまいます。

松原委員長

ほかにいかがでしょうか。

それでは、本件についてここまでいたします。ありがとうございました。

次に、報告(2)里親支援センターの設置について、事務局より御説明
をお願いいたします。

事務局

事務局より御説明をさせていただきます。

資料2を御覧ください。里親支援センターの設置についてです。

まず、1の趣旨でございます。令和4年の児童福祉法の改正により、
里親支援センターが児童福祉施設第2種社会福祉事業として位置づ
けられましたが、世田谷区において、下記の認可施設について、里親
支援センターの設置を認可し、令和7年4月1日より事業を開始いた
しましたので、御報告をさせていただきます。

次に、2の認可施設の概要については記載のとおりです。里親支援
センター「ともがき」という名前で、事務所はこれまでのフォスタリ
ング機関と同じく、世田谷区上馬の東京育成園の園内と児童相談所内
にそれぞれ設けております。設置主体は、社会福祉法人東京育成園、
認可日は令和7年4月1日でございます。

最後に、3、世田谷区におけるフォスタリング業務の遂行体制につ
いてです。世田谷区は、令和5年度からフォスタリング業務の包括委
託を行ってきたところです。今回の里親支援センターの認可により、
認可施設の事業と区からの委託事業等を組み合わせて業務を遂行し
てまいります。

下の図を御覧ください。認可施設の業務は法に規定されているところ
で、ある意味、支援センターの本来業務となります。それと区からの
委託業務、こちらは認可事業でカバーされていない部分を委託し、
支援機能等の強化をする内容となっております。

御報告は以上でございます。

松原委員長

新しい試みが始まっておりますので、今後の方向性も含めて御意見
を伺いたいと思いますし、御質問も御遠慮なくどうぞ。

委員

緊急里親モデル事業を実施して確保するということですが、
里親さんにどういう方がなっていていただくとか、目星がついているん
ででしょうか。それとも、これからどんな里親さんがいいのか開拓してい
くような感じでしょうか、よろしくお願いします。

事務局

事務局よりお答えをさせていただきます。

まず、緊急里親につきましては、またこの後、御説明をさせていただきますけれども、現在、世田谷区に登録していただいている養育家庭の中から、緊急里親を担っていただくことをお願いしていきたいと思っていますところでは。

委員
松原委員長

ありがとうございました。

実績が上がってくるのは今後の課題だろうと思います。

世田谷区と育成園さんとの間では何年契約にされているんですか。

事務局

今回、認可ということなので、特段契約ということではなくて、「ともがき」をお願いをすることになります。なので、これまではフォスタリング業務ということで委託をしておりましたけれども、今回、認可で児童福祉施設となったことで、事業者さんを何年かで選定し直すというようなことはありませんので、支援も安定して継続ができると考えております。

松原委員長

ありがとうございます。人の安定的な定着というのもすごく大切なことだと思いますので、何か補足があれば。

事務局

先ほどの資料の業務委託になります。里親支援センターは認可になりますけれども、今までフォスタリング委託をお願いをしていた内容に関して、里親支援センターの業務内容に含まれていないものがございますので、それに関しましては引き続き業務委託という形で、養子縁組里親の成立後のフォロー等をしていってもらうことになります。

松原委員長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

委員

開所時間が21時までになっていますけれども、今後の対応の見込みとして、夜間対応とかってあるんですか。

事務局

本来24時間体制でできるといいのだと思うんですけども、やはり里親さんの負担等も考えて、「ともがき」が空いている21時まで相談受付しているので、今モデル事業というところですので、その間はそこに合わせて21時までと考えております。それ以降は、実績等も踏まえて検証を行いながら、開所時間などについても検討していくことになるかと思っております。

委員
松原委員長
委員

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

すみません、2ページ目の資料について質問してもよろしいでしょうか。最後の里親制度の周知のところなんですけれども、広告バス運行だけが載っているんですが、これは果たして効果があるのかどうなのかということがちょっと疑問が残るなと思ひまして、ほかに周知を

考えていることとかはございますでしょうか。

事務局 ありがとうございます。バスの車体広告も通じて、里親制度を広く周知するというのが一つございますけれども、例えば5月に実施済みではあるんですけども、カフェとかでイベントを実施しまして、新しい年代をターゲットにした広報というものをしております。あと、昨年度、里親が中心になって作成をした動画がございまして、そういった動画の作成を振り返ったり、里子を受託している里親のインタビューといったものをカフェでのイベントで実施しているところです。あとは、まだこちらは予定ではあるんですけども、10月の里親強化月間に向けまして、これまで配架していませんでしたスーパーですとか薬局ですとか、そういったところにチラシを置いていただいて、周知をするというような新規開拓も考えているところです。

委員 ありがとうございます。今度、四者協で動画を流していただくことになっていきますけれども、いろんな機会を捉えて会議の中で動画を流していくというのはすごく効果的だなと思いますので、ぜひ今後進めていっていただければと思います。

事務局 ありがとうございます。

松原委員長 ほかによろしいでしょうか。

委員 こちらの場所が育成園内と児童相談所ということなんですけれども、こちらは業務によって区分けをされているのか、どのような配置でお考えなのか、教えていただければと思います。

事務局 業務と、あと職員が交代で入りますので、そういったところで使い分けというような形になるかと思います。

委員 分かりました。ありがとうございます。

松原委員長 これをつくるときに、一緒に仕事をしたほうがいいだろうという思いもあったという記憶がありますね。

事務局 おっしゃるとおりです。執務室もあるんですけども、あと児童相談所の里親担当のところに一緒に机を並べて、情報を共有しながら迅速に動けるような形も取っているところです。

松原委員長 ありがとうございます。

 ほかにいかがでしょうか。

 それでは、乳幼児短期緊急里親モデル事業の実施について御報告をお願いいたします。

事務局 事務局より御報告をさせていただきます。

 乳幼児短期緊急里親モデル事業の実施についてです。資料3を御覧ください。

昨年度、社会福祉審議会において御議論いただき、答申を受けて策定した令和7年4月からの社会的養育推進計画（中間見直し）におきまして、愛着形成に重要な時期である3歳未満の乳幼児の一時保護については、家族と同様の養育環境での保護ができるように、乳幼児短期緊急里親事業を令和7年度から試行実施することを掲げました。

計画に基づき、乳幼児短期緊急里親モデル事業を実施する予定で準備を進めておりますので、現段階の準備状況について御報告をさせていただきます。

まず、本モデル事業の目的です。一時保護につきましても代替養育の場という性格を有することから、家庭養育優先原則を踏まえ、特に乳幼児については愛着形成のために特定の大人が安定して関わる事ができる里親家庭に委託するということが望ましいとされております。そのため、急な受入れに対応できる緊急里親を確保し、乳幼児を緊急で一時保護する必要が生じた際に、迅速な受入れを可能とするため、本事業を実施してまいります。

次に、2、モデル事業の概要です。緊急里親の家庭数ですが、世田谷区の養育家庭から4家庭を選定いたします。緊急里親には待機料として月額10万円をお支払いいたします。

なお、一時保護によりお子さんを受託している期間は、一時保護委託費をお支払いするため、待機料の対象外となります。また、待機中、事前に届出をしていただくことで、休息日を月4日設けます。その4日間は待機料をお支払いいたします。お子さんを受託中の緊急里親にも、休息日を月2日程度設けます。

事業の検証等につきましては、モデル事業の実施状況を踏まえまして、令和8年度以降に実施する予定でございます。

最後に、3、実施体制です。まず、児童相談所ですが、通常の一時保護と同様に、児童相談所が乳幼児の一時保護の決定や一時保護委託中の里親養育の支援を行います。また、緊急里親に一時保護委託された後は、家庭復帰に向けた実親子支援や里親等委託に向けた調整等を行います。

次に、里親支援センターは、緊急里親を対象とした研修実施、訪問や面接による相談等、一時保護委託中の里親養育の支援を行います。

次に、里親支援専門相談員、通称里専員です。里専員は、乳児院や児童養護施設に配置されておまして、世田谷区では東京育成園、福音寮、そして杉並区にあります乳児院カリタスの園つぼみの寮に担当していただいております。里専員には、受託中の里親の訪問や里親等

委託に向けた乳幼児のアセスメント等を行っていただきます。

最後に、緊急里親の確保、委託契約、休息日の管理、必要物品の確保、関係機関の調整、緊急里親の受入れ調整、養育サポートを行ってまいります。

なお、こちらには主な関係機関の役割を記載いたしましたが、子ども家庭支援センターや一時保護中の子どもが所属する保育園等もチーム養育として関わっていただく予定です。

説明は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。チャレンジングな試みですが、何か御意見、御示唆、御助言があればいただきたいと思います。

委員

この一時保護で里親さんが預かってくださった場合に、その後、措置になってしまった場合、引き続き一時保護の里親さんが養育するということはあるのでしょうか。

事務局

事務局よりお答えいたします。

この場合は措置という決定をしたら、また長期に委託ができる里親に委託をしていくという形になって、この緊急里親に関しましては、また改めて一時保護委託の児童について受託をしてもらうという形になります。

委員

ありがとうございました。

委員

従前ですと3歳未満の乳児院に一時保護委託されるお子さんの家庭復帰に向けた支援というのは長期化する傾向があると思うんですが、今回、短期緊急ということで、およそ何か月、更新があり得るとして、一時保護の2か月の間で委託を終わらせるという目標でおられるのか、さらに今まではどの程度かかっていたのを教えていただければと思いました。

事務局

基本的には一時保護に関しましては、原則2か月となっておりますので、2か月間に方針を決定していくということになりますけれども、委員がおっしゃられるように、なかなか思うようにいかないという状況もございます。例えば、家庭復帰を見据えてというようなところであれば、2か月を超えても、その先に何をすることが割と見えている場合に関して、延長ということもあるかと考えております。

これまでなんですけれども、やはり御家庭の環境の調整に時間がかかってしまって、少し長期化するというようなことはございましたけれども、反対に数日とかで家庭引き取りになっているというケースもございます。基本的には、家庭養育優先原則ということに基づきまし

て、地域のサービスとか支援、ネットワークを使いながら養育の支援をしていけるような形で方針として考えていきたいと思っています。

委員
松原委員長
委員

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今のお話を伺っていて思ったんですけども、私は、東京の事例は分析したことがないですが、ほかの自治体で乳児院に委託されて、その後施設に移行していくのか、それとも家庭復帰しているのかというのを調べたときがあります。先ほど数日というお話がありましたけれども、分岐点が半年から10か月ぐらいのところで差があり、特に親御さん自身の成長を求めざるを得ないようなケースの場合は、すごく長引くというような傾向があったかなと思っています。

そういう意味では、短期の緊急里親さんをお願いするお子さん方をどのようなお子さんにしていくのか、例えば一時保護で家庭にということは大事ですけども、養育環境が切れてしまうと、アタッチメントという意味では断絶、喪失とかを意味してしまうところもあると思うので、そこら辺のさじ加減はどうなのかなと思って質問させていただきました。

松原委員長
事務局

想定されていることはおありになりますか。

これからなので、どういったケースが出てくるかなというところではございまして、またモデル事業ということもございますので、まず見通しが持てるケースのお子さんをお預かりしてというようなこともあるかなと思います。

事務局

補足をさせていただきますと、おっしゃるように、親御さんの変化を待ちながらというと相当時間がかかるので、ケースによっては最初から乳児院を選んだほうが良いと思うケースもあるかなというのは一方あります。これをやったからといって、フルで最初から4人、4家庭を集められるかどうか分からないので、その辺は様子を見ながらになります。今年度の傾向で言いますと、お母さんが緊急的に病気になって、今、預かってくれる人がいないとか、その場合は数日で帰ることができたりします。今年度は、そういう子が結構発生をしていて、この事業がもっと早く始まるといいなと現場では言っているところなんです。

なので、そういったニーズも現実にはあり、子どもの愛着を考えれば、このモデル事業は期待するところではありますので、そういった形で判断しながら使っていけたらいいのかなと思います。乳児院も、

日によっては空いていなくて入れないなんていうときに、小さい赤ちゃんですと保護所ではとても環境的に難しいといったこともありま
すので、まずはやってみてと考えているところです。

松原委員長

ほかにいかがでしょうか。

モデル事業だということですので、ぜひ次回、あるいは次々回あたりの児童福祉審議会で状況を報告していただいて、また御意見を伺えるといいなと思いました。

それでは、(4)「世田谷区子どもの権利条例」及び「世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)」について、どうぞお願いします。

事務局

それでは、事務局から、「世田谷区子どもの権利条例」及び「子ども・若者総合計画(第3期)」について御説明をさせていただきます。

冒頭、部長の挨拶でもお話しさせていただきましたけれども、本年4月から、これまで世田谷区子ども条例だったものを子どもの権利条例としまして、また、世田谷区子ども計画も子ども・若者総合計画(第3期)ということで新たにスタートをしております。本日は概要版を基に、この条例、計画について御説明をさせていただきます。

最初に、条例が資料の後半部分に載っております、35ページをお開きいただければと思います。こちらが子どもの権利条例の概要となります。

まず、趣旨としまして、区は、平成13年12月に23区で初めて制定しました世田谷区子ども条例を一部改正しまして、世田谷区子どもの権利条例として今年の4月に施行いたしました。この条例によりまして、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と地域社会をつくり出し、発展させ、継承していくことを目指してまいります。

その次の36ページに、改正のポイントを3つ記載しております。

まず1つ目ですけれども、子どもの権利を具体的に明記しております。国連の子どもの権利条約に規定された一般原則の権利を引用したほか、子どもたちが検討を行い、特に重要と考えた権利を明示しております。

また、2つ目として、子どもの声を反映し思いを込めたというところがございます。子どもたちが条例を自分のものとして受け止め、自分たちの条例として生かせるように、条例の前文などに子どもの思いや大人へのメッセージを反映しております。

また、3つ目として、子どもの権利の保障状況を評価・検証する第三者機関を設置いたします。区が実施する施策等において、子どもの

権利が適切に保障されているかを評価・検証する第三者機関を設置することを規定しております。その下に書いてある世田谷区子どもの権利委員会という名称で、今年の秋頃をめどに設置を予定しております。

続きまして、37ページを御覧ください。こちらは条例の検討プロセスになりますけれども、子ども条例検討プロジェクトという形で、子どもたちの思いを条例に反映したことを記載しております。下に記載のとおり、前期検討会、後期検討会ということで合計7回実施をしております、延べ33人の子どもたちに参加をいただいたということでございます。

38ページには、条例の構成を記載しております。まず、先ほどの子ども条例検討プロジェクトの意見を反映した前文ですとか、それから第2章の子どもの権利などに、そういった子どもたちの意見を反映しております。

39ページ以降は、条例の各所の概要説明と、また、42ページに条例の全文を掲載しております。参考までに42ページを御覧いただければと思うんですけれども、前文のところには子どもの思い、それから2番目として大人へのメッセージ、また、それを受けて、次の行になりますけれども、区や大人の決意表明ということで、検討プロジェクト等々で検討してきたことをこちらに反映してございます。

また、43ページに、第2章ということで子どもの権利というところを設けてございます。

第4条については、子どもの権利条約の4つの権利を記載しているんですけれども、第5条から第9条まで、子どもたちと議論をして、こういう権利が大切だろうというところをそれぞれ規定しております。

例えば、第6条第5号に「心や身体が疲れた時に休息することができる権利」といった、今の子ども特有のような権利があったりですとか、それから第8条第3号に「様々なことに挑戦して失敗できる権利」ですとか、こういったことを子どもたちとの議論の中で定めております。

それでは、冒頭に戻りまして2ページを御覧ください。こちらが世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）の概要となっております。

まず、策定の趣旨・計画期間ですけれども、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期まで、切れ目なく総合的に施策を展開していくという考えのもとで、これまで子ども計画としておりました名称

を、子ども・若者総合計画に変更して策定しております。計画期間は、これまで同様に10年間ということで、令和7年度から16年度までの計画となっております。策定後も時勢を見ながら、必要な見直しを随時行ってまいります。

3ページ目を御覧ください。計画の推進体制でございます。これまで子ども・子育て施策は子ども・子育て会議、また、若者施策は子ども・青少年協議会という2つの会議体で議論をしてきたんですけれども、今回、切れ目なく総合的な視点で検討していくということで、今年、令和7年度から、その2つを統合しまして、世田谷区子ども・若者・子育て会議として一つの会議体で計画の推進をしてまいります。また、子どもの権利委員会、先ほど申し上げたことの詳細についても記載をしておりますので、御覧いただければと思います。

少しページを飛びまして、13ページを御覧ください。こちらは計画の基本方針となります。かいつまんで御説明いたします。

まず、第3段落目になりますけれども、この条例・計画の検討プロセスの中で子どもたちの声を聴く中で、子ども自身が遊んだり、学んだり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、なかなかその時間を持つことができないぐらいに忙しい状況になっているというような実態などが見えてまいりました。先ほどの休む権利なんかとも少し関係してくるかもしれませんが、この状況については子どもやその周囲だけの責任ではなくて、区を含めた地域社会の責任として捉え、地域社会全体でともに支え合うということをこの方針にも明確にしております。

少子化という大人が多い現代において、これまでの子ども・若者への地域社会の関わり方を変えて、子どもも若者も大人も、年齢や経験にかかわらず、人として対等であり、互いに尊重され、対話の中で互いを理解し、ともに成長していける地域社会を実現すること。つまり、子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていくということを目指してまいります。

続いて14ページを御覧ください。めざすまちの姿は、子どもたちが考えた子どもの権利条例の目標となります。「一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジできるまち」を目指してまいります。また、計画の目標、下の青い囲みのところになりますけれども、「子どもが権利の主体として、一人ひとりの健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、自分らしく幸せ（ウェルビーイング）な今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現する。」と定めております。

続いて15ページを御覧ください。こちらは、この計画における4つの原則を定めて、政策及び施策を実施してまいります。

また、少し飛びまして17ページを御覧ください。こちらは政策の柱としまして、7つの項目を柱として定めております。

また、この7つの政策の柱につきましては、19ページ以降に記載しております。詳細な説明は割愛いたしますけれども、30ページから第5章、計画の内容、31ページから第6章、これは子ども・子育て支援事業計画という数値目標などになります。また、33ページから第7章、子どもの貧困対策計画を記載しております。

説明は以上となります。概要版のカラフルなデザインも、デザイナーの方にも協力いただきながら、子どもの意見もいただいて、このようなカラフルなものとしております。

御説明は以上となります。

松原委員長

ありがとうございました。

御感想、御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

委員

子どもの権利条例が新しくなったということで、私、実は最初の条例ができるときに少し委員として関わった経緯があるんですけども、そのとき、最後の最後に「権利」という言葉がなくなって子ども条例になってしまったということがあったんですけども、今回、権利という言葉を活用していただいてとてもよかったと思いますし、前文のところに子どもの声が入っているというのはとてもすばらしいなと思いました。あとは、これを子ども自身にどうやって周知されていくのかなというのが一つ気になっております。

もう一つ、計画のほうで、計画の5ページに「子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標」というので、現況数値と中間目標値と最終目標値というのが書かれている表があるんです。現況数値を見ると、かなりよい数字が出ているものが多いなと思ってみたんですけども、ただ、後でおまとめいただいた資料を見ていくと、実は子どもへのアンケートでは、こういうものもあったということで、このウェルビーイングの指標に入っていない質問では、それこそ先ほど中学生がとても疲れているということが明らかになっていたりするところもあって、ウェルビーイングの指標じゃないアンケートの質問が意外と大事な、ちょっと気にしなければいけない結果が出ているものがあるんだなと思いました。それは、もちろん指標だけではなくて、そちらも見ながら政策を検討していかれるとは思ったんですけども、その辺が私の感想になります。

松原委員長

ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

事務局

ありがとうございます。まず、周知については、おっしゃるとおりで権利条例ができて、それが広まらないとつくった意味もありますので、今日は資料をおつけしていないんですけれども、子どもたちと一緒に作った『条例ができたよ』というパンフレットが実はありまして、それは私立も含めて小学校と中学校に、この4月、5月で配付をさせていただき周知を行っているところです。

また、子どもの権利というところで、教育委員会とも連携しまして、子どもの権利学習というのを全校集会の時間ですとか、あるいは朝の担任の先生とのホームルームのような時間の中で、お願いしますということも依頼をして、この6月をめどに実施いただいているところです。なので、まずは今年度、子どもの権利ということ自体の周知啓発に力を入れて取り組んでいきたいと思っているところでございます。

また、指標につきましては、いろいろアンケート調査ですとか、中で定めてきているところもありまして、全てが指標という形にはできないので、大切な項目については随時参照しながら計画を進めていきたいと思います。

委員

ありがとうございました。

松原委員長

ほかにいかがでしょうか。

委員

今、委員が言われたように、私も「権利」という単語がしっかりと入ってよかったなというふうに、そして、こんなすばらしいものにまとめられて、ここまでの御苦勞といいますか、本当に試行錯誤、紆余曲折があったんだろうなと思いながら、とてもよいものができてよかったなと思っております。

しっかり読ませていただくとともに、保育現場、教育現場にしっかり伝えて、それこそ保育現場も教育現場も、先ほど報告させていただいたように、不適切な保育がやはりゼロになっていませんし、様々な子どもの人権に関わる心配なことが学校でも保育現場でもまだあるのが現実です。そういう中で、そこに関わる教育者、保育者、大人たちが、子どもたちから求められている、そして子どもたちから見られている、そして、この子どもの権利ということが、こんなふうに世田谷ではきちんと定められている条例としてある。こういった現実、一番浸透したほうがいいのは、もしかしたら教育者、保育者、大人のほうかもしれませぬ。そういうことも含めて、全ての大人、そして子どもたちにこれが行き届き、そして文化としてしっかりと育まれていく

松原委員長
委員

ことを強く願っております。どうもありがとうございました。

ありがとうございます。

子どもの権利条例ということでこういうものができて、とても世田谷区はしっかりやっているなという印象を持ちました。

さらに、それに加えて希望するのは、私が今まで権利条例をつくったり、それからそれを運用するという中で、やっぱり学校とか教育委員会との関係がなかなか難しい。福祉のサイドと教育のサイドとで子どもの権利に関する温度差があったという経験があるんですね。今回、世田谷区でこの権利条例をつくるにあたって、相当教育委員会のほうも理解が深まったというか、協力しましょうという姿勢が前面に出てきたと思えるといいんですが、先ほどのお話だと、パンフレットを作ってお配りしたということ。それから、それを活用するというお話だけれども、実際にどういうふうにやっていくのか。例えば、パンフレットを作るのは、どこが作ったのかということですね。ある自治体では、そういうものを作るというときには、福祉で権利のパンフレットを作って学校に配る。教育委員会、学校が作るべきものではないか、それができていない、そのあたりの温度差ですね。

さらに言えば、これが子どもたちに浸透するのかというときに、子どもの権利委員会が恐らく検証していくと思うんですけども、どれくらいの認知度があるのかということだし、学校現場の中で子どもの権利に関する取組みがどの程度進んでいるのかというのは、権利委員会がしっかりやっていかないと、学校現場はなかなか動きにくいところがあると思うんですね。ですから、私が、そこがどこの自治体も肝になると思うんですね。ですので、子どもの権利学習、権利意識の醸成というのは、子どももそうだし、先生方が権利の視点から、学校運営がこれでいいのかということ振り返るきっかけにするということが必要なのではないか。

学校での行事であるとか、様々な子どもたちの生活であるとかの中で、どれくらい子どもの声を聞いていますかということですね。これをしっかり検証してほしいなと思います。世田谷だと、これができていますというのがあると、ほかの自治体が今後つくる上で物すごく力になると思うので、どこも苦労している。これを世田谷区としてはやっていただきたいと思います。

事務局

御意見ありがとうございます。今御指摘いただいた点、非常に重要な点でございまして、まさに福祉と教育の連携をしっかりとしていく。逆に言えば、それが不十分な点がまだまだあるというのは本当に御指

摘のとおりだと思っています。自治体によって福祉と教育の連携の仕方は違いまして、割と教育委員会が主体的に子どもの権利について教材を作ったりというところもあるとは聞いていますが、今、少なくとも世田谷区については、こちらが用意したパンフレットだったり、教育に相談しながらこちらが作った教材なんかを、先ほど申し上げたような権利学習に使っていただいたりというところで、主体的にどこまでやっているかというところは、まだまだ改善の余地はあるのかなと思っています。

そういう学校レベルでの教育のほうの権利学習というのもありますし、また、組織として連携していくという意味で、こちらの子ども・若者部と教育委員会事務局の管理職の立場の者同士も、今年度から、計画にもそれは書いてあるんですけども、政策の連携会議をしようということで、実は先日、第1回を行いまして、子どもの権利というのも課題だねということ話を話合ったところです。

その中で教育側の部長からも意見があったのが、教育委員会というのは文科省系列だということもあって、そこのラインから出てきたことであれば、うまく話が通っていくんだけど、福祉側から来たことだと、そこはあまり浸透しないんだみたいな御意見もあったので、その当たりも今後どうしていくか、しっかり部長級管理職とも話し合いながら、組織的に進めていきたいと思っています。

事務局

つけ足させていただきます。今の教育長が元々子ども・若者部長も経験をされている人でもありまして、この条例を改正するに当たりましても、適宜相談をさせていただいたり、こういったのを考えているけれども、教育委員会とも連携してやっていきたいということをお話し申し上げて、進めてきたところはあります。今年の1月の学校長会議の中でも、教育長が自らパワーポイントで、子どもの権利について資料を作って講話していただいたりというようなことで、そういった理解がすごくあるというところが一つあります。

あと、教員の11年目、ちょうど中堅の教員の研修というのを少なくとも昨年度からは定期的に毎年やっていこうということで仕組み化をして、子どもの権利に関しては、「せたホッと」の委員に権利のことを、研修の講師を務めていただいて、11年目の教員に研修をしていくというような仕組みも始まったところになります。そういった形で、まだまだというところはありますけれども、進めていきたいと思っています。

あと、委員からお話のありました保育の部分につきましても、今回

この子どもの権利条例の改正の考え方を踏まえまして、10年前につくった保育の質ガイドラインを改めて改定しまして、この3月に改定をしたばかりになりますので、今まさに各現場に周知をしているところでもあります。そこでは子どもの権利を中心とした保育というのはどういったものかというのを具体的に提示し、また、説明の動画なども作りながら、今、周知啓発に努めているところになります。そういった状況です。

委員
松原委員長
委員

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私も、子ども自身が紡いだ権利の言葉というのは、こんなに豊かな言葉が出てくるんだなと思って、すごく胸が熱くなるなと思って拝見していました。

今回、個別救済の「せたホッと」と、さらに子どもの権利委員会という両方、2層として残したというのも、また世田谷区が画期的な試みを始められようとしているのかなと拝見したんですが、今回、新設される子どもの権利委員会の第三者性というのをどのように担保されていく方向性でおられるか伺いたいです。

事務局

御質問ありがとうございます。

子どもの権利委員会は、これから立ち上げ、9月頃をめどに第1回を予定しておりまして、今ちょうど学識の先生方と意見交換しながら詰めているところでございます。区長の附属機関という形になりますので、基本的にはそこで検討したものを区長のほうに答申という形をとり、それを反映させていくというところで、なるべく実効性のある仕組みをつくっていきたいと思っています。

先ほどの3ページを御覧いただきますと、子どもの権利委員会のポンチ絵があるんですけども、こちらで検討したものについて、最終的に左下に部長会というのがありまして、こちらに提言をしていくという形になっています。

この検討については、学識の先生4人、それから公募の委員、あとは若者委員ということで、基本的には委員の方たちの議論をまとめて、それを区に対して提言してもらおうというような形になっておりまして、そういう意味では、そこに区から何か意図を持って意見を言うとかということではなく、あくまでここで議論いただいたものを区の部長会という区長も参加している会議に出していただいて、そこで、その後、ちゃんと提言いただいたものが反映できているかということも確認していくというような流れで考えております。

委員 本場に国の施策にもすごく参考になる取組みだと思いますので、期待して拝見していきたいと思います。

松原委員長 ほかにいかがでしょうか。

委員 これはお願いという形になるんですが、いろんなところで「まち」とかという言葉が使われていますが、恐らく「まち」という意識が子どもたちはそんなになく思うんですね。余りにも漠然とした広いものになっているので、できたら自分たちが世田谷にいて、世田谷のまちがどれだけ豊かで自分たちのことを守ってくれているのか。14ページにまさしく「一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジできるまち」というところをモットーにして、子どもたち自身が生き生きとできるような世田谷というアピールをどこかの単位で、いつも意識できるような働きかけをぜひしてもらいたいなと思います。

世田谷区でこれだけのいいものがあるって、私たちはこの中で生きていて、それを守られていて、世田谷区をもっとよくしようという子どもたちの意識を、この「まち」という言葉、抽象的なものではなくて、地域でもない、都でもない、日本でもない、世田谷区ということをもっと意識できるような働きかけができるといいなと思っています。

事務局 ありがとうございます。確かに、自分が子どもの頃を振り返っても、どこまで「まち」というのを認識しているかというと、多分子どもはそこまでは恐らく意識していないと思います。大切な視点になるのかなと思うのは、子どもたちが例えば区のいろんな取組みですとか施策に参画をしたりとか意見を言って、それが影響力を持って区の施策を動かしたり、あるいは何か仕組みが変わったりとか、そういう意見表明と参画をしっかりと進めていくことが、結果として自分たちの住んでいる「まち」という意識も生まれてくるきっかけになるのではないかなと思っておりますので、先ほどの子どもの権利委員会にも若者に参加してもらったりですとか、あと、同じ3ページの右下にユースカウンシルも載っているんですけども、これも中学生以上の子ども・若者たちに集まっていただいて、一人一人が感じている課題を話し合っ区に提言してもらおうという仕組みになっているんですけども、こういった子どもたちが意見表明して、区に影響力を及ぼすという仕組みをいろんなところに取り入れていこうと思っています。それを通じて、世田谷を変えていくみたいところで、「まち」という意識が醸成していけばいいのかなと思っております。

委員 大変素晴らしいものがまとまっているなと思って、じっくり拝見していたんですけども、今のお話を聞いている中で少しだけ心配にな

ったのが、意見表明できるお子さん方は、しっかり意見が把握されていくけれども、逆に意見が言えない方、子どもたちに対しての配慮であつたりとか、あるいは障害とか様々な理由で、その子自体が発言できない場合、それをどうしていくのか。

そういったところが、例えば先ほどのウェルビーイングの指標とかを見ていても、ここに載せずに別なところでやっていらっしゃったりするのかと思います。そういう部分、特に権利を守られなければならない子どもたちの状況というのがどうなっているのか、そこら辺のお考えはどうか、伺えればと思いました。

事務局

御指摘の点、非常に大切だと思っております。意見を言える、あるいはそういう機会を得られる子どもたちというのも、比較的積極的なお子さんだつたりというところもありますし、おっしゃったとおり、障害があつたりですとか、いろんな理由でなかなか意見表明ができない立場にあるお子さんもいらっしゃるというのは、そのとおりだと思います。

なので、そこについては、まず、いろんな形で意見を広く聞いていくということも必要だと思いますし、先ほどのユースカウンシルの関連で言いますと、まだ決定はしていないんですけれども、必ずしもその人だけではなくて、広く意見を聞けるようにシステム的なものを入れて、幅広くアンケートを取つたりですとか、ここに参加している子ども自身も、自分の意見が子どもの意見を代弁しているかどうかというのも、多分子どもたち自身も不安があるのではないかなとは思っています。自分はこう思うけれども、ほかの同年代の子は全然違うことを考えていたりとかということも多分あるんだろうなと思っています。

なので、様々な方法で意見を集約していく、聞いていくということとは取り組んでいく必要がありますし、おっしゃったとおり、意見が言えない子ほど、なるべくそこを保障していくという視点はしっかり持つてやっていきたいと思っております。

松原委員長

ありがとうございます。委員の御指摘、すごく大切なところだと思いますし、実は意見の言える子でも「どうせいろいろな声を上げたつて」という気持ちで言わなくなっちゃう。この条例の中に大人たちの決意というのが入っているのはすばらしいなと思っています。そこにきちっと根差して、いろんな制度のつくりですとか、そういったものをもう一度見直していくということも必要かなと思いました。

委員

私も、総合計画の作成には関わってきたんですけれども、この3パ

ージを見たときに、教育委員会が真っ白なのがやはりすごく気にはなりました。組織が違うと言えば違うんですけれども、何か併記をして、同時に見られるような何かがあるといいなという感じがいたしました。

それと、この基本方針の中で気になるのが、やはり教育虐待という言葉ですね。私も一時保護所とかに行きまして、教育虐待の問題で子どもたちが大人の言いなりにさせられてというのを実際に見たりするものですから、教育委員会の中でP T Aに対して子どもの権利条約みたいな何か告知するとか、P T Aの中で話し合っていていただくとか、そういうふうなきっかけづくりができればいいなと思って、それは福祉の分野でなかなか言いづらいのかもしれませんが、学校の中ですぐーるを使ってP T Aの方々にはいろんな情報を提供しているんですけれども、そういった情報提供みたいなのところも、子どもだけではなくて、大人に対してもしていくことが大事ではないかなと思っています。

事務局

ありがとうございます。子どもだけではなくて大人に対する啓発というのが非常に大きな課題ですし、なかなか難しいところもあるんですけれども、私も今の立場になる前に児童課というところで、学童クラブなんかも担当していたんですけれども、教育虐待にも多少通ずるかなと思うのが、親が子どものいろんなものに対して非常に干渉が強くて、本来だったら子ども同士で話し合っ解決しなきゃいけないところに親が出てきて、子どもの課題を親が解決に乗り出してきたりですとか、あるいは親が相手のお子さんに対して非難する言葉を言ったりですとか、そんなようなこともありまして、親のほうも子どもの権利というのをしっかり知っていただくということが子どもの権利を文化として根づかせていく上で本当に最も大事なことのひとつだろうなと思っています。

そういう中でP T Aの勉強会ですとか、そういった機会がもしあるようでしたら、こちらに御連絡いただければ、資料を提供したりですとかということもできますので、お声がけいただければと思います。よろしく願いいたします。

事務局

すぐーるなんかも、我々も教育委員会と連携していろいろな情報を流すときに使わせていただいております。今回作ったパンフレットがどうだったかというのは今ちょっと思い出せないんですけれども、すぐーるなんかもうまく活用しながらやっていきたいと思っていますし、たしか昨年度とかだったと思うんですけれども、教育総合センターでや

っております家庭教育学級というんですか、そういった取組みの中で、やはり教育虐待に通ずるようなところの視点から講師を呼んで講演をやったりとか、あと、また家庭教育学級の出前講座なんかでも、子どもの権利についての講座というのも、こちらから提供したりというのもやっておりますので、様々な形で周知をしていきたいと思っております。

委員 青少年委員は教育委員会の管轄だと思うんですけども、青少年委員の皆様にも、やはり深く知っていただいて、そちらから広めていただくということも考えられるのかなと思いますので、そちらもよろしくお願いしたいと思っております。

松原委員長 ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。

委員 今度、条例ができて、子どもの権利に根差した施策という形になっていくわけですね。ですので、それをてこにしてという、予算措置を講ずるというのも、従来よりは踏み込めるのではないかなと思うんですね。ですので、例えば世田谷では、プレーパークがずっと行われてきて、あれをここで言う居場所というふうに考えて、そして、さらに充実していく。川崎の夢パークのように、あのものができて条約の精神をあそこに体现していると思うんですね。ですから、運営ももちろんそうだけれども、やっぱり物理的なところでぜひこれを踏み台にして、財政当局と権利だということやっていたたくというふうにしていただきたい。

というのは、権利条例づくりをしているときに、大きな効果はそこだということですね。従来の要綱でやっているのと、随分勢いが違ってくるというので、条例を基にして、この施策、この予算なんだということかなり前進するのではないかな。これを有効に使っていただければなと思います。

事務局 ありがとうございます。おっしゃるとおり、今回、条例を定めたことによって、予算ですとかも以前よりも多分取りやすくなったりですとか、あと計画の中にも、やはり居場所というのは非常に大事だということもありまして、例えば今、青少年交流センターが3か所あるんですけども、それを世田谷の5地域にそれぞれ展開していこうということですとか、あと、ちょうど今進めているんですけども、若年の女性の居場所もつくっていこうですとか、そういったことも計画を基にいろいろ検討しているところですので、それに伴って予算もなるべくしっかりと、ちゃんと計画に定めているというところで要求し

て、確保していきたいと思っております。

松原委員長

よろしいですか。ありがとうございました。総じて権利条例はサポートをし、頑張れというメッセージが出てきているんだと思います。頑張れは、世田谷区の行政にだけ押しつけるのではなくて、まさにまさに住む大人たちへのメッセージでもあるのかもしれないですね。

それでは、用意された議事、(1)から(4)まで終わったということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、議事はこれで終了いたしまして、事務局に進行をお戻しいたします。

寺西課長

ありがとうございます。本日は貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

最後に、事務局から2点、事務連絡をさせていただきます。

まず1点目、本会議の議事録につきましては、整い次第、皆様にメールでお送りをさせていただきます。お送りします議事録につきまして、御自身の御発言の部分を御確認いただきまして、お気づきの点などがございましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。その後、区のホームページで本日の資料とともに議事録を公開いたします。

続いて事務連絡の2点目でございます。御退室の際は、正面玄関ではなく、お越しいただいた際に使用いただいた時間外出入口を御利用いただければと思います。時間外出入口はエレベーターで1階まで降りていただき、左側に勝手口のような扉がございますので、そちらを御利用いただければと思います。

それでは、以上をもちまして令和7年度第1回世田谷区児童福祉審議会本委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。